

Q 1 公募のスケジュールを教えてください。

A 応募要領等の公示・提案書の受付開始

1月8日（金）（水田底力、アシスト、国産飼料、アグリヘルス）

1月12日（火）（地球温暖化、バイオマス）

公募説明会（東京のみの開催）※

1月18日（月）10：00～11：35（温暖化、バイオマス）

1月18日（月）13：00～15：00（国産飼料、水田底力、アシスト）

1月18日（月）15：10～16：25（アグリヘルス）

提案書の締め切り 2月19日（金）17：00

受託機関の決定 3月中旬

研究実施計画案を策定 ※※ 3月下旬

委託契約の締結・研究開発の実施 4月1日以降

※ 公募説明会の日程等の詳細に関しては、各委託プロジェクト研究の公示をご参照ください。

※※ 受託機関決定後、予定委託先となる中核機関には、提案書等を踏まえ、参画する研究機関ごとの予算額、研究課題等を内容とする研究実施計画案を作成し、技術会議事務局に提出いただくこととなります。

Q 2 公募に係る説明会は実施されますか。

A Q 1の日程にて各プロジェクト研究課題それぞれについて説明会を開催する予定です。説明会では当該公募に係る内容、応募に係る手続き、提案書類等について説明します。詳細については各委託プロジェクト研究の公示にてご確認ください。

Q 3 どのような者が応募できますか。

A （1）単独で応募する場合と、（2）複数の研究機関がグループとして応募する場合とがあります。（1）については、次の1）から4）の要件を満たす必要があります。また、（2）については、Q 4～6を参照して下さい。

1) 応募者は、企業、研究組合、特例民法法人、独立行政法人、大学、地方公共団体等の法人格を有する研究機関（※）であること。

2) 応募者は、平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の審査申請を行っていること（地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）。

平成22年1月31日までに、平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査申請を行っていただき、その事実を証明する書類（申請書登録完了仮受付票の写し等）を平成22年2月中旬（審査委員会開催）までに提出してください。

また、資格審査結果通知書（写）を平成22年3月末までに提出して下さい

い。

- 3) 委託契約の締結に当たっては、農林水産技術会議事務局から提示する委託契約書に合意できること。
- 4) 原則、日本国内に研究開発拠点を有すること。ただし、国外機関の特別の研究開発能力、研究施設等の活用あるいは国際標準獲得の観点から必要な場合はこの限りではありません。

なお、研究機関が、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」

（<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>）にて確認できます。

また、新たに申請を行う場合には、「統一資格審査申請受付サイト」

（<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）をご覧ください。

※ 研究機関とは、以下の3つの条件を満たす機関をいいます。

- ① 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
- ② 研究開発を行うための経営基盤を有し、資金、設備等について管理能力を有すること。
- ③ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

Q 4 複数の研究機関が連名で申請できますか。

- A 申請は1者で行うこととなっているため、複数の研究機関が連名で申請することはできません。複数の研究機関がグループとして応募する場合には、研究を統括する機関（以下「中核機関」という。）を定めていただき、中核機関がグループを代表して応募するものとします。この場合、中核機関と、グループ内の他の研究機関（以下「共同研究機関」という。）それぞれの分担関係を明確にさせていただく必要があります。

Q 5 中核機関の要件はどのようなものですか。

- A 中核機関は、Q 3の応募要件のほか、次の1)から4)の要件を満たす必要があります。
- 1) 本研究課題における研究開発責任者（プロジェクトリーダー）及び経理統括責任者を設置していること。
 - 2) 本研究課題について、研究の企画立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。
 - 3) 農林水産技術会議事務局との委託契約に準拠した内容で共同研究機関との間で委託契約を締結（以下「再委託」という。）できるよう、再委託契約に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
 - 4) 知的財産権の研究成果に関し、共同研究機関に特許等の取得を促すなど適切な管理を行えること。

なお、中核機関は、研究課題の全部を共同研究機関に再委託することはできません。

Q 6 共同研究機関の要件はどのようなものですか。

A 共同研究機関は、次の 1) から 3) の要件を満たす必要があります。

- 1) 企業、研究組合、特例民法法人、独立行政法人、大学、地方公共団体等の研究機関(※) であること。
- 2) 原則、日本国内に研究開発拠点を有すること。ただし、国外機関の特別の研究開発能力、研究施設等の活用あるいは国際標準獲得の観点から必要な場合はこの限りではありません。
- 3) 委託契約の締結に当たっては、中核機関から提示する再委託契約書に合意できること。

※ 研究機関とは、以下の 3 つの条件を満たす機関をいいます。

- ① 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
- ② 研究開発を行うための経営基盤を有し、資金、設備等について管理能力を有すること。
- ③ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

Q 7 平成 22・23・24 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究)」に係る参加資格は、共同研究機関も取得する必要がありますか。

A 複数の研究機関でグループを構成し中核機関がグループを代表して応募する場合、参加資格を有する必要があるのは中核機関のみであり、共同企画機関が参加資格を有する必要はありません。

平成 22・23・24 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の審査申請については、(<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>) をご覧下さい。

Q 8 平成 22・23・24 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の取得についてどのくらい時間がかかるのでしょうか。

A 平成 22・23・24 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の競争参加資格の定期審査の受付期間は平成 22 年 1 月 12 日から 1 月 31 日までとなっています。この期間内に申請いただきますと平成 22 年 3 月中旬には結果通知書が発送される予定です。

なお、受付期間終了後も随時申請を受け付けますが、その場合参加資格の付与までに相当の日数を要しますので、ご注意ください。

Q 9 中核機関に設置する「研究開発責任者(プロジェクトリーダー)」、「経理統括責任者」、「研究実施責任者」、「経理責任者」及び共同研究機関に設置する「研究実施責任者」、「経理責任者」はそれぞれどのような役割を

担うのでしょうか。

A 1) 中核機関

【研究開発責任者（プロジェクトリーダー）】

研究課題全体（中核機関だけでなく、共同研究機関が担当する実施課題も含む）を統括し、研究課題の推進について最終的な責任を負う者のことで、本研究課題全体の遂行に必要な高い研究上の見識及び研究全体の企画立案及び進行管理を行う能力が求められます。

なお、中核機関の研究実施責任者を併任することも可能です。

【経理統括責任者】

研究課題全体（中核機関だけでなく、共同研究機関が担当する実施課題も含む）に係る事業費の適正な管理・執行を行う立場から、支払・監査等の経理面で責任を負う者のことです。

なお、研究開発責任者と経理統括責任者は別の者である必要があります。

また、中核機関の経理責任者を併任することも可能です。

【研究実施責任者】

研究課題のうち中核機関が担当する実施課題の推進について責任を負う者のことです。

【経理責任者】

研究課題のうち中核機関が担当する実施課題に係る事業費の適正な管理・執行を行う立場から、支払・監査等の経理面で責任を負う者のことです。

なお、研究実施責任者と経理責任者は別の者である必要があります。

2) 共同研究機関

【研究実施責任者】

研究課題のうち共同研究機関が担当する実施課題の推進について責任を負う者のことです。

【経理責任者】

研究課題のうち共同研究機関が担当する実施課題に係る事業費の適正な管理・執行を行う立場から、支払・監査等の経理面で責任を負う者のことです。

なお、研究実施責任者と経理責任者は別の者である必要があります。

Q10 複数の研究課題において、同じ中核機関が応募する場合、研究開発責任者（プロジェクトリーダー）が異なる者になっても構いませんか。

A 構いません。

Q11 公募される研究課題のうちの一部の内容のみを切り出して応募することができますか。

A 公募される研究課題単位で応募する必要があり、一部の内容のみについての応募はできません。

Q12 プロジェクト研究を構成する全ての課題を他の共同研究機関等に委託し、とりまとめだけを中核機関が行うことは可能ですか。

A プロジェクトを構成する全ての課題を他の共同研究機関に委託し、とりまとめだけを中核機関が行うことはできません。中核機関にも、とりまとめの他、必ず研究課題を担当していただき、実際の研究に従事していただく必要があります。

Q13 委託先の選定はどのように行われますか。

A 委託先の選定は、外部専門家等で組織する審査委員会において以下の1)～6)の審査基準に沿って行われます。なお、審査結果は3月下旬頃までに速やかに各応募者に通知するとともに、予定委託先名（複数の研究機関のグループの場合、共同研究機関等を含む）を農林水産省のHP上に公表します。なお、提案者の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容等に関する照会には応じません。

- 1) 提案内容が公募要領に掲げる「研究開発目標及び研究計画」に示した方針に合致しているか。
- 2) 提案内容が公募要領に掲げる「研究開発目標及び研究計画」に示した達成目標に向けて十分な内容となっているか。
- 3) 提案内容が技術的に優れているか。
- 4) 提案内容に実現可能性があるか。また、研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取り組み状況の有無を含む）。
- 5) 研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか。
- 6) 提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。

Q14 不採択となった場合、その理由については問い合わせできますか。

A 審査の結果については、採否にかかわらず申請者に対し通知する予定です。ただし、不採択の理由を含め、審査内容等に関する照会については各提案者の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、応じないこととしています。

Q15 委託経費の対象となる経費はどのようなものが対象となりますか。

A 人件費、謝金、旅費、試験研究費（機械・備品費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、光熱水料、燃料費、会議費、賃金、雑役務費、その他必要に応じて計上可能な経費（外国人招へい旅費・滞在費、特許出願経費など）、中核機関から共同研究機関への再委託に要する経費、一般管理費（試験研究費の15%以内）、消費税等相当額が経費の対象となります。

Q16 一般管理費の用途を具体的に教えて下さい。

A 一般管理費は直接経費（人件費、試験研究費等）以外で本事業に必要な経費です。具体的には事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。

なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなど合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分していただく必要があります。

Q17 当該事業の事務処理に従事する職員（臨時雇用含む）の人件費を計上することは可能でしょうか。

A 当該事業の事務処理に従事する職員（臨時雇用含む）のうち、国、あるいは、地方公共団体からの交付金等で負担されていない者については、一般管理費として計上可能です。ただし、職員の年間の全勤務時間のうち本委託事業に占める時間を記録する（エフォート管理）など本事業に従事していることを明確に区別していただく必要があります。

Q18 都道府県研究機関に勤める職員分に係る人件費は計上できますか。

A 都道府県研究機関に勤める職員に係る人件費については、その職員の人件費が、国、あるいは、地方公共団体からの交付金・補助金等で計上されている場合には、計上することはできません。ただし、当該プロジェクトの実施のために臨時に雇用された研究員（ポスドク等）に係る人件費は計上できます。

Q19 大学が委託事業を実施する際には、大学院生が従事していますが、その際旅費等の支払いは可能ですか。

A 当該委託事業に直接従事していれば支払う事は可能です。その際、雇用契約書等事業に直接従事していることが明確に確認出来る資料等をご用意いただく必要があります。

Q20 研究機関ごとの予算配分はどうなりますか。

A 研究機関ごとの予算配分については、農林水産技術会議事務局に設置される「プロジェクト研究推進委員会」において決定される「研究実施計画」の中で定められます。

（これに先立ち、予定委託先が決定された後、当該予定委託先となる中核機関には、提案書等を踏まえ、参画する研究機関ごとの予算額、研究課題等を内容とする研究実施計画案を作成し、農林水産技術会議事務局に提出いただくこととなります。）

研究実施計画等が決定した後、農林水産技術会議事務局と委託先の間で速やかに委託契約を締結することとなります。研究機関ごとの予算については、

研究実施計画に沿って、中核機関と共同研究機関の間で再委託契約を行い、適切に配分・執行してください。

なお、プロジェクト研究推進委員会は、委託プロジェクト研究の企画・立案及び進行管理を行うために設置されるものであり、農林水産技術会議事務局長を委員長とし、技術会議事務局の関係者により構成されます。

Q21 本研究の特許権等の知的財産権については誰に帰属しますか。

A 委託研究事業の研究成果に係る特許権等の知的財産権は農林水産技術会議事務局に帰属しますが、以下の条件の遵守を約する確認書を提出し、履行していただくことを条件に、当該権利を受託者に帰属させることができます。

(産業技術力強化法第19条。通称「日本版バイ・ドール規定」)

また、中核機関から共同研究機関への再委託に係る知的財産権の帰属先も、同様の条件により共同研究機関とすることができます(必要に応じて、両機関間での持ち分を定めることが可)。

- 1) 研究成果が得られた場合には、受託者は遅滞なく農林水産技術会議事務局長に報告すること。
- 2) 農林水産技術会議事務局長が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、農林水産技術会議事務局長に対して当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- 3) 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由がない場合に、農林水産技術会議事務局長が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。
- 4) 当該知的財産権を第三者に譲渡・実施許諾等をする場合には、あらかじめ農林水産技術会議事務局長の承諾を受けること。

なお、1)により報告した研究成果を中核機関に帰属させることで日本国内の農林水産産業の振興に支障を来すなど、農林水産研究開発の推進上、不相当と判断される場合には、中核機関に知的財産権を帰属させることができません。したがって、中核機関への帰属の可否については、農林水産省農林水産技術会議事務局が決定し、通知しますのでご留意下さい。ただし、中核機関が独立行政法人、国立大学法人及び地方公共団体の場合は、公共性の高い機関であること等を勘案して研究成果の受領を持って帰属したとみなします。

Q22 知的財産権を取得する成果を得るにあたって、委託プロジェクト研究費に加え、他の研究資金の寄与も認められる場合、知的財産権はどこに帰属することになりますか。

A 当該知的財産権は、一義的に国に帰属しますが、Q21の手続きを行うことにより、委託プロジェクト研究を行っている受託者と他の研究資金により関連研究を行っている機関に帰属させることができます。その際、知的財産権の持分については、当事者間(受託者と他の研究資金により関連研究を行っている機関)で予め定めていただく必要があります。

Q23 本研究で取得した物品はどこに帰属しますか。

A 委託費により受託機関が取得した物品（試作品等を含む）の所有権は、受託機関に帰属しますが、委託事業終了後、農林水産技術会議事務局が返還を要する物品を指定したときは返還するものとします。なお、共同研究機関において取得した物品についても同様に、物品の所有権は共同研究機関に帰属しますが、委託事業終了後、農林水産技術会議事務局が返還を要する物品を指定したときは、中核機関を通じ返還手続きを行うこととなります。

Q24 取得した備品等は、どのように管理すればよいのでしょうか。

A 委託先は、委託費により取得した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理していただくこととなっております。取得した備品等は、委託先で作成する管理簿等（様式は特に無し）に登録した上で物品にシール等を貼るなどして、どの委託事業で取得したかを把握できるようにしていただきます。

Q25 次年度以降、初年度の受託機関が引き続き研究を実施できますか。

A 次年度以降も継続して実施する研究課題については、原則として、今回の公募により決定した受託機関が次年度以降も継続して研究を実施するものとします。ただし、研究の目標達成度が著しく低い等、プロジェクト運営委員会において研究の中止等をすべきと判断された場合は、委託を行わないことがあります。

Q26 研究課題の評価は行われますか。

A 国費を用いて実施される研究開発課題については、総合科学技術会議が定めた「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に基づいて評価を実施する必要があります。農林水産省では、外部専門家で組織する評価委員会を設け、研究実施期間の最終年度に終了時の評価を実施するほか、研究期間が5年以上に亘るものについては2～4年間が経過する時点の前に中間評価を実施し、それらの結果をHP上で公表します。中間評価を実施しない年度においても、プロジェクト運営委員会による進捗状況の点検が実施されます。

Q27 委託プロジェクト研究について、具体的なアイデアがあるのですが、応募課題としてふさわしいものであるかどうか判断していただけますか。

A 提案される課題は、応募要領の別紙1に示す研究開発の内容や目標等に沿ったものである必要があります。個別の問い合わせについて、ふさわしいものであるかどうかの判断をお答えすることはできません。なお、応募要領の別紙1の内容は、予算の成立状況によって変更することがあり得ますのであらかじめご了承ください。

Q28 他の公的資金において同様の課題を実施しているのですが、当該委託プロジェクトの応募は可能でしょうか。

A 他の公的資金を受けて現在実施している研究と内容が重複する研究課題の応募は出来ません。

Q29 応募要領等についてわからないことが多数あるので、直接聞きに行ってもよいですか。

A 22年度新規・拡充委託プロジェクト研究の公募に関するお問い合わせについては、応募要領の公示後から応募締切日までの間、FAX、電話、技術会議事務局のホームページ上にて受け付けます。寄せられたお問い合わせについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきます。

なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

Q30 申請書類の書き方がわからないのですが、教えていただけますか。

A 記載項目について不明な点等一般的な質問内容等については応じますが、採択され易くするための書き振りの工夫等審査に当たって有利となるような質問、ご相談については応じられません。また、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてもお答えできません。

なお、お答えが可能な質問及び回答内容は、質問者が特定される情報等は伏せた上で、全て農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきます。

Q31 応募の方法について教えてください。

A 応募者は、以下の2つのいずれかの方法により、応募を行うことができます。

a 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という）を利用した電子申請

b 郵送又は持参による申請

FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。

また、e-Radを利用した応募を行う場合、応募者におかれては、あらかじめ研究機関及び研究者情報の登録手続きが必要です（なお、登録には2週間以上かかる場合があります。）。

Q32 e-Radにより申請を行いたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 以下の手順により手続きを行って下さい。

- 1) e-Radポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) にアクセスし、研究機関及び研究者情報の登録を行いID、パスワードを取得して下さい（登録には2週間以上かかる場合があります。）。
- 2) 農林水産省のホームページあるいはe-Radポータルサイトから応募要領、提案書様式等をダウンロードして下さい。
- 3) 応募要領に従って提案書を記入し、提案書一式をアップロードして下さい。

なお、期限までに所属機関の事務代表者を通じ、全ての応募操作を完了する必要がありますので、余裕を持って手続きを行って下さい。

Q33 e-Radの操作マニュアルに記載されている事務代表者、研究代表者等とは委託プロジェクト研究においてどのような者を指しますか。

A 【事務代表者】

中核機関において、e-Radに係る事務を総括する者のことです。事務代表者は、事務分担者及び研究者の情報を管理並びに、研究代表者による応募の承認等の研究管理を行います。

【事務分担者】

中核機関において事務代表者以外でe-Radに係る事務を分担する者のことです。部局を設定している中核機関において、自分の担当している部局（事務代表者が設定）の範囲内の研究者（研究代表者、研究分担者の総称）の情報の管理並びに研究代表者による応募の確認等の研究管理を行います。なお、事務分担者を置くかどうかは任意です。

【研究代表者】

研究計画の遂行に関して、主に研究を遂行する研究者を「研究代表者」と呼びます。研究代表者は、実質的な研究の取りまとめを行います。

e-Radでは、研究代表者のみシステムを利用して応募や申請を行うことができます。委託プロジェクト研究では、研究代表者は中核機関の研究開発責任者（プロジェクトリーダー）となります（応募に先立ち、事務代表者により研究代表者の情報がe-Radに登録されている必要があります。）。

【研究分担者】

当該研究に参加する研究代表者以外の研究者のことで、委託プロジェクト研究では中核機関及び共同研究機関の研究実施責任者が該当します。

Q34 e-Radによる申請において、応募書類のデータをアップロードしましたが、「受付状況一覧」画面の受付状況の表示が、「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」となりません。

A 研究代表者がシステム上に応募課題をアップロードしただけでは、農林水

産省に提出されません。所属研究機関の事務代表者によるシステム上の承認行為が行われないと、農林水産省へ提出されたとの扱いにはなりませんのでご注意ください。なお、e-Radシステム上は、研究代表者から直接農林水産技術会議事務局に対して応募することも可能ですが、委託プロジェクト研究では組織として応募していただく必要がありますので、必ず所属研究機関の事務代表者によるe-Radシステム上での承認を得た上で応募し、画面にて「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」との表示があり、受付済みであることを確認してください(提案者が直接応募することは避けてください)。

Q35 e-Radによる申請において、全ての共同研究機関が研究機関コード・研究者番号を取得していない場合であっても、中核機関が当該コード・番号を取得している場合は応募できますか。

A 応募可能です。なお、その場合、受託機関決定後速やかに、全ての共同研究機関において研究機関コード・研究者番号の取得をし、入力していただくこととなります。また、「e-Radによる申請」のみでなく、「郵送又は持参による申請」によって応募を行った研究機関においても、受託機関決定後速やかに中核機関及び全ての共同研究機関において研究機関コード・研究者番号の取得をし、農林水産技術会議事務局にご連絡いただくこととなります。

Q36 e-Radにおける直接経費・間接経費は5年間の総額を記入するのか、年間の金額を記入するのですか。

A 初年度にかかる直接経費・間接経費をご記入ください。

Q37 e-Radにおける応募受け入れ状況の入力を行う必要はありますか。

A 応募受け入れの状況の入力の必要はありません。

Q38 e-Radによる申請書類の提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいのですがどうすればよいですか。

A 提案書の差し替え・修正は、締切期限内であれば可能です。

その際は、事前に農林水産技術会議事務局担当者までご連絡下さい(特に、e-Radにより応募された場合には、予め農林水産省側で、上書き禁止の解除操作を行わないと、応募書類をシステム上で修正することができません)。なお、期限までに提出できない場合は、無効となります。

Q39 申請書類の受領書はもらえますか。

A 郵送又は持参による提出の場合は、農林水産技術会議事務局より「提案書受理票」を送付いたします。一方、e-Radによる応募の場合は、「受付状況一覧」画面の受付状況が「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」となっていれば受理されたこととなりますので、特に受領書の送付はいたしません。e-Radによる応募者は各自必ずe-Radのシステム上で受付状況の確認を行って

ださい。

Q40 公募課題について、課題の規模が大きすぎるので共同研究機関と研究グループを組んだ上で応募したいのですが、適当な相手先を紹介してもらうことは可能でしょうか。

A 公募の性質上、特定の研究機関が有利になるような情報の提供はいたしかねますので、共同研究の相手先の紹介はできません。

Q41 公募期限を過ぎてしまったのですが、応募は可能でしょうか。

A 公募期限を過ぎると応募は不可能です。余裕を持って早目に応募ください。